

湯梨浜町子ども・子育て会議の役割について

1 設置根拠

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

子ども・子育て支援法第77条により、市町村が条例で設置するよう定められています（努力義務）。

(2) 湯梨浜町子ども・子育て会議条例

法の趣旨に則り、湯梨浜町子ども・子育て会議条例を制定しました。

6月21日に公布及び施行

2 所掌事務（役割）

子ども・子育て支援法に定めるもの

①「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に際して、意見を述べる。

②特定教育・保育施設（新制度の対象となる施設：認定こども園、保育所、幼稚園）や特定地域型保育事業（小規模保育施設など）の利用定員の設定について、意見を述べる。

③子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況を調査審議する。

《参照条文》

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抄）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条（略）

2（略）

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2～5 略